［略］

［11　略］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

（A × B）× 4.7581 − C

（A × B）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × B）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a \div b)} \times 1.0521$

$\sqrt{(a \div b)}$ は b が 0 であるときは 0 とする。

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

（c × d ＋ e × f − g）× 0.75

（c × d ＋ e × f − g）× 0.75 に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げ、c × d ＋ e × f − g が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

c　前々年度の 3 月 1 日から前年度の 9 月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

d　平成 30 年地方税法等改正法による改正前の地方税法第 468 条に定める市町村たばこ税の税率

e　前年度の 10 月 1 日から 2 月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

f　地方税法第 468 条に定める市町村たばこ税の税率

［略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額

［同左］

［11　同上］

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

（A × B）× 4.4005 − C

（A × B）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × B）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a \div b)} \times 1.0366$

$\sqrt{(a \div b)}$ は b が 0 であるときは 0 とする。

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

（c × d ＋ e × f − g）× 0.75

（c × d ＋ e × f − g）× 0.75 に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げ、c × d ＋ e × f − g が負数となるときは 0 とする。

算式の符号

c　算式の符号 A に規定する本数から算式の符号 C の算式の符号 e に規定する本数を控除した本数

d　地方税法第 468 条に定める市町村たばこ税の税率

e　前々年度の 3 月 1 日から前年度の 9 月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品（平成 27 年地方税法等改正法附則第 20 条第 1 項の紙巻たばこ三級品をいう。以下この条において同じ。）の本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第 467 条第 2 項及び第 3 項の規定によつて換算した本数とし、当該本数が 500 未満であるときは 0 とし、当該本数に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て 500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。）

f　平成 27 年地方税法等改正法附則第 20 条第 2 項第 3 号に定める市町村たばこ税の税率

［同左］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額